

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、特定遊興飲食店の周辺における騒音および振動の規制に係る数値ならびに特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定める等所要の規定の整備を行うため、滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年条例第 52 号）ほか 4 条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正
 - ア 法に規定する「深夜」の定義が改められたことから、風俗営業を制限する時間を改めることとします。（第 1 条による改正後の第 5 条、第 11 条関係）
 - イ 特定遊興飲食店の周辺における騒音および振動の規制に係る数値を定めることとします。（第 1 条による改正後の第 6 条関係）
 - ウ 改正後の法第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む風俗営業者は、午後 6 時以後午後 10 時前の間において 16 歳未満の者（保護者同伴の者を除く。）を営業所に客として立ち入らせてはならないこととします。（第 1 条による改正後の第 7 条関係）
 - エ 特定遊興飲食店営業者の遵守事項を定めることとします。（第 1 条による改正後の第 8 条関係）
 - オ ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（専ら客にダンスを教授するための営業に限る。）について、設置制限地域の規定から削除することとします。（第 1 条による改正後の別表関係）
- (2) 滋賀県警察関係事務手数料条例（平成 12 年滋賀県条例第 32 号）の一部改正
 - ア 特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査の手数料、許可証の再交付の手数料、許可証の書換えの手数料、相続に係る承認の申請に対する審査の手数料、営業者たる法人の合併または分割に係る承認の申請に対する審査の手数料および営業所の構造または設備の変更の承認の申請に対する審査の手数料、特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査の手数料および認定証の再交付の手数料ならびに営業所の管理者に対する講習の手数料について、それぞれその額を定めることとします。（第 2 条による改正後の別表関係）
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）

の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。(第2条による改正後の別表関係)

(3) 次に掲げる条例について、法の一部改正に伴う条項等の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。(第3条～第5条関係)

ア 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）

イ 滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和38年滋賀県条例第36号）

ウ 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年滋賀県条例第64号）

(4) その他

ア この条例は、平成28年6月23日から施行することとします。ただし、(1)オおよびイは、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行の日前に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項に規定する申請がなされた場合においては、第2条による改正後の滋賀県警察関係事務手数料条例別表第1第2項の表(12)の項の規定の例により、手数料を徴収することとします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和 59 年滋賀県条例第 52 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(営業時間の制限等の特例)

第 4 条 風俗営業者は、12 月 21 日から同月 31 日までの間、県内全域において午前 1 時までその営業を営むことができる。

第 5 条中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「日出時から」を「午前 6 時後」に、「午前零時」を「午前零時前」に、「前条第 1 項」を「前条」に、「) まで」を「まで)」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 32 条第 2 項において」を「第 31 条の 23 および第 32 条第 2 項において読み替えて」に改める。

第 7 条第 1 項第 6 号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 1 項第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 4 号」に、「の規定による」を「に定めるものの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む風俗営業者は、第 1 項に定めるもののほか、午後 6 時以後午後 10 時前の時間において 16 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者(親権者、未成年後見人その他の者で当該年少者を現に監護するものをいう。以下同じ。)が同伴する 16 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、この限りでない。

第 8 条を次のように改める。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第 8 条 特定遊興飲食店営業者は、前条第 1 項第 1 号および第 4 号から第 7 号までならびに同条第 2 項第 2 号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 特定遊興飲食店営業者は、前項に定めるもののほか、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、この限りでない。

第11条中「日出時」を「午前6時」に改める。

別表第1中「(法第2条第1項第4号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。)にあつては、50メートル)」を削る。

別表第2備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表備考2中「日没時」を「午後6時」に、「まで」を「前」に改める。

(滋賀県警察関係事務手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県警察関係事務手数料条例(平成12年滋賀県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表(1)の項中「第7条」を「第8条」に改め、別表第1第2項の表に次のように加える。

(12) 法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査の手数料 ア 3月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 イ その他の審査	14,000円(当該申請を行う者が同時に他の同条の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,000円) 24,000円(当該申請を行う者が同時に他の同条の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、16,000円)
(13) 法第31条の23において準用する法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付の手数料	1,100円
(14) 法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査の手数料	8,600円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円)
(15) 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる	11,000円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく承認の

法人の合併に係る承認の申請に対する審査の手数料	申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300円)
(16) 法第31条の23において準用する法第7条の3 第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査の手数料	11,000円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300円)
(17) 法第31条の23において準用する法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造または設備の変更の承認の申請に対する審査の手数料	9,900円
(18) 法第31条の23において準用する法第9条第4項の規定に基づく許可証の書換えの手数料	1,400円
(19) 法第31条の23において準用する法第10条の2 第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査の手数料	13,000円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、10,000円)
(20) 法第31条の23において準用する法第10条の2 第5項の規定に基づく認定証の再交付の手数料	1,100円
(21) 法第31条の23において準用する法第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習の受講料	講習1時間につき 650円

(滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第2条第1項第7号および第8号」を「第2条第1項第4号および第5号」に改める。

(滋賀県迷惑行為等防止条例の一部改正)

第4条 滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和38年滋賀県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

(滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例
(平成13年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「同項第8号」を「同項第5号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第1条中滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)附則第2条第1項の規定に基づき、同法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定の例により申請がなされた場合においては、第2条による改正後の滋賀県警察関係事務手数料条例別表第1第2項の表(12)の項の規定の例により、手数料を徴収する。

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略	第1条～第3条 省略
(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)	(営業時間の制限等の特例)
第4条 法第13条第1項の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は12月21日から同月31日までとし、同項の当該事情のある地域として条例で定める地域は県内全域とする。	第4条 風俗営業者は、12月21日から同月31日までの間、県内全域において午前1時までその営業を営むことができる。
2 法第13条第1項の条例で定める時は、午前1時とする。	
(風俗営業の営業時間の制限)	(風俗営業の営業時間の制限)
第5条 法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者（同条第2項に規定する風俗営業者をいう。以下同じ。）は、県内全域において、且出時から午前10時までの時間および午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が前条第1項に規定する日に該当する場合には、午前1時）までの時間は、その営業を営んではならない。	第5条 法第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者（同条第2項に規定する風俗営業者をいう。以下同じ。）は、県内全域において、午前6時後午前10時までの時間および午後11時から翌日の午前零時前（当該翌日が前条に規定する日に該当する場合には、午前1時まで）の時間は、その営業を営んではならない。
(騒音および振動の数値)	(騒音および振動の数値)
第6条 法第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。	第6条 法第15条（法第31条の23および第32条第2項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、別表第2の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数値とする。
2 省略	2 省略
(風俗営業者の遵守事項)	(風俗営業者の遵守事項)
第7条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第7条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

	<p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) とばく類似行為その他の著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、または客にさせうこと。</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 法第2条第1項第7号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、第1項に定めるもののほか、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせではない。ただし、保護者（親権者、未成年後見人その他の者で当該年少者を現に監護するもの）が同伴する16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、この限りない。</p>	<p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 賭博類似行為その他の著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、または客にさせないこと。</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 法第2条第1項第4号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者は、前項に定めるもののほか、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 法第2条第1項第2号に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定遊興飲食店営業者は、前項第1号および第4号から第7号までならびに同条第2号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定遊興飲食店営業者は、前項に定めるもののほか、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者を営業所に客として立ち入せることには、この限りない。</p>
	<p>(年少者の立入りの制限)</p> <p>第8条 法第22条第5号の条例で定める年齢は16歳とし、同号の条例で定める時は午後6時とする。</p>	<p>(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)</p> <p>第8条 特定遊興飲食店営業者は、前項第1号および第4号から第7号までならびに同条第2号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定遊興飲食店営業者は、前項に定めるもののほか、午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者を営業所に客として立ち入せることには、この限りない。</p>
	<p>第9条および第10条 省略</p>	<p>(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)</p> <p>第11条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業（受付所営業を含む）の営業時間は、前項の規定による。</p>

む。)を営む者は、県内全域において、午前零時から旦出時までの時間(以下「深夜」という。)においては、その営業を営んではならない。

第12条～第20条および付則 省略

別表第1 (第3条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)
2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他公安委員会規則で定める施設	70メートル <u>(法第2条第1項第4号の営業</u> <u>専ら客にダンスを教授するた</u> <u>めの営業に限る。)にあつては、</u> <u>50メートル)</u>	50メートル <u>(専ら客にダンスを教授するた</u> <u>めの営業に限る。)にあつては、</u> <u>50メートル)</u>	70メートル

別表第2 (第6条関係)

(略)	(略)
備考	1 「昼間」とは、 <u>旦出時から日没時までの時間</u> をいう。 2 「夜間」とは、 <u>日没時から翌日の午前零時までの時間</u> をいう。

別表第3 省略

別表第1 (第3条関係)	別表第2 (第6条関係)	別表第3 省略
2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第29条に規定する博物館に相当する施設その他公安委員会規則で定める施設	70メートル <u>(専ら客にダンスを教授するた</u> <u>めの営業に限る。)にあつては、</u> <u>50メートル)</u>	1 「昼間」とは、 <u>午前6時後午後6時前の時間</u> をいう。 2 「夜間」とは、 <u>午後6時から翌日の午前零時前の時間</u> をいう。

（第2条）警察關係事務手數料新規則

別表第1 (第2条関係) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の許可および同法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の承認ならびに同法第20条の遊技機の認定等の警察関係事務手数料	本則および付則 (略)	新
別表第1 (第2条関係) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の許可および同法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の承認ならびに同法第20条の遊技機の認定等の警察関係事務手数料	本則および付則 (略)	旧
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の許可および同法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の承認ならびに同法第20条の遊技機の認定等の警察関係事務手数料	納付すべき者 ア　ぱちんこ屋または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和59年政令第319号。以下この表において「法」という。) 第3条第1項の許可(以下この表において「政令」という。) 第7条に規定する営業について許可を受ける場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(以下この表において「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。 (ア)および(イ) (略)	納付すべき者 ア　ぱちんこ屋または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和59年政令第319号。以下この表において「法」という。) 第3条第1項の許可(以下この表において「政令」という。) 第8条に規定する営業について許可を受ける場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(以下この表において「認定」という。)を受けた遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。 (ア)および(イ) (略)
(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警察関係事務手数料 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の許可および同法第20条第10項において準用する同法第9条第1項の承認ならびに同法第20条の遊技機の認定等の警察関係事務手数料	納付すべき者 ア　ぱちんこ屋または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和59年政令第319号。以下この表において「法」という。) 第3条第1項の許可(以下この表において「政令」という。) 第7条に規定する営業について許可を受ける場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(以下この表において「認定」という。)を受けた遊技機以外の遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。 (ア)および(イ) (略)	納付すべき者 ア　ぱちんこ屋または風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和59年政令第319号。以下この表において「法」という。) 第3条第1項の許可(以下この表において「政令」という。) 第8条に規定する営業について許可を受ける場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定(以下この表において「認定」という。)を受けた遊技機(以下この表において「未認定遊技機」という。)がないとき。 (ア)および(イ) (略)

イ ぱちんこ屋または政
令第7条に規定する當
業について許可を受け
ようとする場合で當業
所に設置する遊技機に
未認定遊技機があると
き。

イ ぱちんこ屋または政
令第8条に規定する當
業について許可を受け
ようとする場合で當業
所に設置する遊技機に
未認定遊技機があると
き。

(略)

(略)

(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)
注1～5 (略)			

2 その他風俗當業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警
察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(11) (略)	(略)
(12) 法第31条の22の規定に基づく特定 遊興飲食店當業の許可の申請に対する 審査の手数料	14,000円 (当該申請を行いう者が 同時に他の同条の規定に基づく 許可の申請を行う場合における 審査)

2 その他風俗當業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく警
察関係事務手数料

区分	金額
(1)～(11) (略)	(略)
(12) 法第31条の22の規定に基づく特定遊 興飲食店當業の許可の申請に対する 審査の手数料	14,000円 (当該申請を行いう者が 同時に他の同条の規定に基づく 許可の申請を行う場合における 審査)

	可の申請に係る審査にあって は、6,000円)
1 その他の審査	24,000円（当該申請を行う者が 同時に他の同条の規定に基づく 許可の申請を行う場合における 当該他の同条の規定に基づく許 可の申請に係る審査にあって は、16,000円）
(13) 法第31条の23において準用する法 第5条第4項の規定に基づく許可証の 再交付の手数料	1,100円
(14) 法第31条の23において準用する法 第7条第1項の規定に基づく特定遊興 飲食店営業の相続に係る承認の申請に 対する審査の手数料	8,600円（当該申請を行う者が同 時に他の同項の規定に基づく承 認の申請を行う場合における当 該他の同項の規定に基づく承 認の申請に係る審査にあっては、 3,800円）
(15) 法第31条の23において準用する法 第7条の2第1項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業者たる法人の合併 に係る承認の申請に対する審査の手 数料	11,000円（当該申請を行う者が 同時に他の同項の規定に基づく 承認の申請を行う場合における 当該他の同項の規定に基づく承 認の申請に係る審査にあって は、3,300円）
(16) 法第31条の23において準用する法 第7条の3第1項の規定に基づく特 定遊興飲食店営業者たる法人の分割 に係る承認の申請に対する審査の手 数料	11,000円（当該申請を行う者が 同時に他の同項の規定に基づく 承認の申請を行う場合における 当該他の同項の規定に基づく承 認の申請に係る審査にあって は、3,300円）

数料	認の申請に係る審査にあつて は、3,300円)
(17) 法第31条の23において準用する法 第9条第1項の規定に基づく営業所 の構造または設備の変更の承認の申 請に対する審査の手数料	9,900円
(18) 法第31条の23において準用する法 第9条第4項の規定に基づく許可証 の書換えの手数料	1,400円
(19) 法第31条の23において準用する法 第10条の2第1項の規定に基づく特 例特定遊興飲食店営業者の認定の申 請に対する審査の手数料	13,000円（当該申請を行いう者が 同時に他の同項の規定に基づく 認定の申請を行う場合における 当該他の同項の規定に基づく認 定の申請に係る審査にあつて は、10,000円）
(20) 法第31条の23において準用する法 第10条の2第5項の規定に基づく認 定証の再交付の手数料	1,100円
(21) 法第31条の23において準用する法 第24条第6項の規定に基づく営業所 の管理者に対する講習の受講料	講習1時間につき 650円 注 (略) 別表第2～別表第12 (略)

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第3条関係）

目次	旧	新
目次 省略 第1条～第17条 省略	目次 省略 第1条～第17条 省略	(有害遊技の制限) 第18条 遊技機を設置して遊技させることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号および第8号に規定する営業を當む者を除く。次項において同じ。）およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。
(有害遊技の制限) 第18条 遊技機を設置して遊技させることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号および第5号に規定する営業を當む者を除く。次項において同じ。）およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。	2 省略	第18条 遊技機を設置して遊技させることを業とする者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号および第5号に規定する営業を當む者を除く。次項において同じ。）およびその管理者は、青少年に射幸心を誘発するおそれのある遊技機により遊技をさせないように努めなければならない。
第19条以下 省略	第19条以下 省略	2 省略

滋賀県迷惑行為等防止条例新旧対照表（第4条関係）

第1条～第8条 省略	旧	新
(不当な景品買行行為等の禁止) 第9条 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号の営業（まあじやん）屋を除く。）をいう。以下同じ。）の営業所またはその付近において、遊技場の営業者が客に景品として交付した物品または客が遊技によって得た遊技玉を、転売もしくは交換し、または転売もしくは交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、または客につきまとつて、買い集め、または買い集めようとしてはならない。	(不当な景品買行行為等の禁止) 第1条～第8条 省略	(不当な景品買行行為等の禁止) 第9条 何人も、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号の営業（まあじやん）屋を除く。）をいう。以下同じ。）の営業所またはその付近において、遊技場の営業者が客に景品として交付した物品または客が遊技によって得た遊技玉を、転売もしくは交換し、または転売もしくは交換する目的を有する者に交付するため、うろつき、または客につきまとつて、買い集め、または買い集めようとしてはならない。

滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例新旧対照表（第5条関係）

第1条～第7条 省略 旧	第1条～第7条 省略 新
<p>(青少年への利用カード販売等の禁止)</p> <p>第8条 利用カード販売等を業とする者（以下「利用カード販売等業者」という。）は、青少年に対し、利用カード販売等をしてはならない。</p> <p>2 利用カード販売等業者は、次に掲げる場所の屋内を除き、自動販売機により利用カード販売等をしてはならない。ただし、人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視できる場所に自動販売機を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第8号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業および同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>(青少年への利用カード販売等の禁止)</p> <p>第8条 利用カード販売等を業とする者（以下「利用カード販売等業者」という。）は、青少年に対し、利用カード販売等をしてはならない。</p> <p>2 利用カード販売等業者は、次に掲げる場所の屋内を除き、自動販売機により利用カード販売等をしてはならない。ただし、人が常駐する店舗、事務所等の内部の容易に監視できる場所に自動販売機を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業および同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所</p> <p>(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第9条以下 省略</p>